

# ● お暑ございます、農業委員会です ●

## ◆下限面積（別段の面積）の設定について

農地法第3条による農地取得等の許可申請審査項目に、これから取得等をおこなう農地と、現在耕作している農地面積の合計が、当農業委員会が定めた面積要件（下限面積）に達しなくてはならないという事項があります。

これは、経営面積があまり小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（現在40a）以上にならないと許可できないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなっております。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

これにより、当委員会では村内の下限面積（別段の面積）の設定について平成23年7月20日の農業委員会総会で審議を行ないました。今年度の下限面積（別段の面積）の設定については、以下のとおりです。

### （1）農地法施行規則第20条第1項の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）40アールの変更は行わない。

理由 2010農林業センサスで、管内の農家の1経営体当たり平均経営耕地面積は、74アールであり40アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割であるため。

## ◆標準処理期間の設定について

豊丘村農業委員会は、農地法に係る事務処理について、受付締切日の15日から起算して許可までの標準事務処理期間を以下のとおり定め、迅速な行政サービスの向上に努めます。

根拠法令		標準処理期間
農地法	第3条第1項（知事許可事案）	45日
農地法	第3条第1項（農業委員会許可事案）	15日
農地法	第4条第1項（知事許可事案）	45日
農地法	第5条第1項（知事許可事案）	45日

## ■農地情報

### 耕作者求む（貸地）

No.	農地所在	地目	面積(a)	植栽品種	備考
1	八王子	田	5	米・野菜	
2	中平	畑	5	野菜他	
3	駒沢	畑	26	野菜	
4	田村	田	10	米・野菜	24年から
5	田村	田	8	米	24年から
6	小園	田	10	米・野菜	
7	伴野原	畑	11	梅・柿	
8	柏原	畑	18	果樹等	

### 農地売ります

No.	農地所在	地目	面積(a)	備考
1	中平	畑	5	
2	駒沢	畑	26	隣接住宅も売却可
3	林原	田・畑	51	4筆
		畑一部宅地含む	137	6筆
4	柏原	畑	18	

★お問い合わせ 農業委員会事務局：  
産業建設課 振興係 ☎35-9056